

特集 「公共工事の入札契約適正化法」施行 1 年を振り返る

# 入札契約適正化法 施行後 1 年を振り返って

国土交通省総合政策局建設業課入札制度企画指導室課長補佐 にしうみ 西海 しげかず 重和

## 1. 入札契約適正化法の目的・意義

### (1) 入札契約適正化法の背景と意義

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」）は、平成12年夏、公共工事の受注を巡る贈収賄疑惑で元建設大臣が逮捕されたことを機に公共工事に対する国民の不信が大きく高まったことを受け、現国土交通大臣のリーダーシップのもと、過去に例のないスピードでまとめられた法律です。この法律は、従来、公共工事の入札契約が、国の場合は会計法、地方公共団体の場合は地方自治法をベースとしつつも、その細部や運用については各省庁や各地方公共団体、特殊法人等に任されてきたことから、入札契約の適正化の推進のために、国、地方公共団体、特殊法人等すべての公共工事の発注者が統一的に取り組むべき内容を定めた法律です。

### (2) 入札契約適正化法の概要

入札契約適正化法は、すべての公共工事の発注者に対し、①入札・契約の過程および契約の内容に係る情報の公表推進などの透明性の向上、②談合と疑うに足りる事実の公正取引委員会への通知や建設業法違反と疑うに足りる事実の建設業許可行政庁への通知等不正行為の排除の徹底、③一括下請負禁止の徹底や、工事現場の施工体制の監督

強化など適正な施工体制の確保を義務付けるとともに、公共工事の受注者に対しても、施工体制の適正化のため、施工体制台帳の発注者への提出等を義務付けています。

さらに、同法では、入札契約の適正化のためすべての発注者が努力すべき措置、すなわち、①入札・契約に係る情報公表の一層の推進、②入札・契約方法の改善等を通じた公正な競争の促進、③不正行為への厳正な対応、④施工状況の評価・ダンプ防止等による適正な施工体制の確保、⑤不良・不適格業者の排除、⑥入札契約のIT化等を「適正化指針」として策定し、毎年度各発注者による推進状況について、国土交通省、財務省および総務省が協力して調査し、結果を公表することにより、その推進を促すこととしています。

### (3) 入札契約適正化法・適正化指針の徹底

国土交通省では、入札契約の適正化の推進には、法令の徹底が鍵となることから、施行された平成13年度当初から、財務省、総務省の共管省庁と連携し、国の各省庁・特殊法人等や地方公共団体の発注者の集まりである中央公契連や地方公契連での説明会、総務省との合同地方説明会、さらに地方整備局建政部と都道府県担当課間の地方ブロック監理課長会議等を通じて法律・指針の浸透を図ってきました。こうした取り組みにより、概ね発注者・受注者の双方とも認識が高まっていると実感しており、今後は法律・指針の詳細や運用

についても理解が深められていくことが必要と考えています。

## 2. 適正な施工体制の確保に向けて

従来より推進してきた施策で、今回入札契約適正化法・指針の施行により、発注者・受注者双方の認識が大いに深まったものとして適正な施工体制の確保が挙げられると思われま

す。一括下請負は、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、施工責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない不良・不適格業者の増大を招いて、建設業全体の健全な発達を阻害するおそれがあります。このため、入札契約適正化法の制定を踏まえ、平成12年12月の直轄工事における一括下請負から、原則として建設業法上の監督処分を営業停止に強化するとともに、一括下請負に係る工事については経審上の完成工事高から除外する等厳正な対応を行ってきたところです。こうした中で、同法の施行前の事案ですが、13年6月にいわゆる上請けが、7月に一括下請負による悪質な完成工事高の虚偽が、さらに12月には道路工事等で特定の建設業者による7件の一括下請負が摘発・処分され、同月、建設業の各団体宛てにこうした不正行為の排除の徹底を文書で要請したところです。

こうした不適切な施工体制の摘発や、業界と行政との定期的な協議、13年9月の地方整備局における施工体制相談窓口の設置等により、発注者・受注者双方の認識は高まってきましたが、引き続き一括下請負の判断基準の具体化に努めつつ、適正な施工の確保を図っていく方針です。

## 3. 公共工事の口利き等と 検討委員会の設置

### (1) 公共工事の口利き等不祥事の頻発

昨今公共工事の入札契約を巡り、平成13年12月、大手ゼネコンを含む談合疑惑に対して公正取

引委員会から課徴金納付命令が出され、さらに14年1月以降、公共工事の口利きと予定価格漏洩、贈収賄等による競売入札妨害や、公共工事の下請け選定の便宜を図ってもらうための贈収賄事件、また公共工事ではないが公的性格の強い工事の入札への不当な介入などで逮捕者が相次ぎ、公共工事に対する国民の不信が非常に高まる事態となっています。

こうした不祥事はいずれも入札契約適正化法施行前の事案ですが、再発防止策を早急に講じることが必要であり、そのためには発注者・受注者双方に対し、入札契約適正化法・指針の徹底を図り、これに基づき入札契約の適正化を促進することが、何よりもまず第一に重要です。

加えて、公共工事に対する国民の信頼をいち早く回復するためには、関係法令の遵守だけでなく、入札契約の運用面についても早急に取り組むことが必要です。このため、国土交通省では、公共工事の口利き等の不祥事が明らかになった14年2月、事務次官を長とする「公共工事の入札契約の適正化徹底のための方策検討委員会（以下「検討委員会」）」を設置し、国土交通省自らが率先して不正行為排除のための方策を緊急にとりまとめたところです。

### (2) 検討委員会報告の目的と概要

この国土交通省の検討委員会が14年3月27日にまとめた報告では、まず第一に重要と考えている「市町村等を含む全発注者への入札契約適正化法・指針の再徹底とそのフォローアップ」を大きな柱に考えています。

また、今回緊急に取り組む対策のもう一つの柱は、「入札契約の運用改革」です。その一つは、予定価格を不正に探ろうとする行為を防止するための予定価格の入札前公表の特殊法人における試行ですが、予定価格の入札前公表のみでは、予定価格が目安となることによる積算努力の喪失や、談合の助長、競争性の低下、落札価格の高止まり等の問題点も懸念されます。

このことから、報告では、透明性の向上に加え、競争性の向上のため、①積算努力の欠落を防

止するための入札時の工事費内訳書の発注者への提出や、②談合を助長しかねない現場説明会の廃止、指名競争での指名業者名の一部の入札後公表の試行、③公募型指名競争入札方式が採用されてきた中規模工事への一般競争入札（施工能力のある建設業者は基本的に入札に参加できる詳細条件審査型一般競争入札）の拡大、電子入札の前倒し等も推進することとし、高い透明性・競争性を保ちつつ、予定価格の漏洩等の不正行為も起こさない適正な入札契約の執行を目指しています。

さらに、報告では、①地方公共団体等における入札監視委員会等監視機能の強化、②建設業法に基づく監督処分基準の明確化・再犯加重措置の導入、③インターネットを活用した監督処分実績の公表や他省庁所管法令に違反した不良・不適格な建設業者の情報交換の緊密化など、第三者による監視機能の強化や罰則による厳正な対応による不正行為の未然抑止または再発防止も図ることとしています。

検討委員会の報告で国土交通省が早急に取り組むこととしたこれらの対応策は、いずれも法令や指針で求められていた内容があるいはそれを発展させた措置ですが、今後地方公共団体にも報告の内容を周知するとともに、国土交通省が率先して取り組むことにより、発注者全体で入札契約の一層の適正化が進むことを期待しています。

## 4. 入札契約適正化に向けた今後の取り組み

### (1) 入札契約，建設業を巡る環境の今後の見通し

わが国の建設投資は、平成4年の84兆円をピークに徐々に減少してきたものの、これまでは民間の建設投資減少を公共投資が埋める形で、急激な建設市場の縮小を緩和してきました。しかしながら、今後は民間・公共とも建設投資が減少していく見通しであることから、建設需要とのバランスを欠いている建設業者数にさらに大きな影響が及ぶことが懸念されます。

こうした建設市場の環境がますます厳しくなる中で、今後、施工能力の十分でない建設業者の参入や、激しいダンピング受注競争、過剰な重層下請構造の増大、さらに公共工事の受注を巡るさまざまな不正行為が起これば、公共工事に対する信頼と、技術・経営に優れた企業が伸びる健全な建設産業の発展に重大な支障が生じることが大変懸念されます。

このため、国土交通省としては、国の各行政機関や地方公共団体とより緊密に協力し、入札契約適正化法等の徹底はもちろん、省内の検討委員会報告に盛り込んだ方策の具体化に努め、不正行為の排除と、真に問題のある不良・不適格業者の排除を徹底してまいりたい方針です。

### (2) 入札契約・施工体制の一層の適正化に向けた今後の取り組み

#### ① 入札契約適正化法，検討委員会報告の推進

以上の方針に基づき、平成14年度、国土交通省は、入札契約適正化法に基づき、法令・指針で定めた措置の13年度末時点での実施状況について近く調査し、問題点の把握に努める予定です。

さらに、特殊法人等での予定価格の事前公表や中規模工事での一般競争入札の拡大などさまざまな入札契約の運用改善を試行し、その効果と問題点の検証を通じて、不正が最も起こりにくい入札契約システムの構築に向けて引き続き取り組んでいきます。

また、建設業法に基づく監督処分基準については5月に改正を行い、6月からは処分実績をインターネットで公表する見通しとなっています。さらに、今夏には不良・不適格業者に係る各省庁の情報について専用インターネットで緊密に交換するシステム（省庁連携コラボレーションシステム）が構築されることから、今後不正行為の再発防止や不良・不適格業者による発注者への被害の減少にも大きな効果を発揮するものと思われます。

#### ② 建設業監督部局による施工現場等への立入検査の制度化

一方、公共工事の施工体制の適正化について

は、平成14年度より、不適切な施工体制の疑いのある工事現場に対し、抜打ちも含めた建設業監督部局による立入検査がスタートすることとなり、公共工事の監督側と密接な連携を取りながら、建設業の健全な発達を損なうおそれのある不適切な施工体制の排除が進むと期待しています。

### ③ ダンピング受注の排除

最後に、入札契約の競争性の向上の一方で、不

良・不適格業者によるダンピング受注の顕在化も懸念されることから、14年度はその実態の把握に努めつつ、低入札価格調査の的確な実施や、施工状況の企業評価への反映等により、その排除を徹底し、透明性・競争性の高い入札契約のもとで技術と経営に優れた企業が伸びるようにしたいと思います。

## 最近の公共工事の入札・契約をめぐる動き

平成13年 4月1日～	入札契約適正化法及び適正化指針について施行
9月12日～	施工体制の適正化に関する窓口を各地方整備局に設置
9月21日	改革工程表で国交省発注工事における電子入札導入スケジュールの1年前倒しを決定（15年度までに完全実施）
10月～	国土交通省直轄事業で電子入札開始
11月～	指名業者数の上限の撤廃（詳細条件審査型一般競争入札）等を中規模工事（本来は公募型指名競争入札）で試行
13年12月14日	東京都多摩地区の公共工事をめぐる談合疑惑に対し、公取委より課徴金納付命令
12月17日	道路舗装業者による一括下請負に対する国土交通省の処分決定
12月27日	建設業団体に対し不正行為の排除徹底を文書で要請
平成14年 1月～	入札時の工事費内訳書の提出を試行
1月15日～	国会議員元秘書等による公共工事の口利きに伴う不正行為が相次いで摘発される
2月8日	国土交通省内に「公共工事の入札契約の適正化徹底のための方策検討委員会」を設置
3月27日	検討委員会の報告とりまとめ
4月26日	建設業団体に対し、公共工事の入札契約、政治献金等に係る関係法令の遵守、企業倫理の徹底等を文書で要請
4月30日～	予定価格の事前公表を特殊法人（日本鉄道公団）で試行
5月14日	地方公共団体に対し、入札契約適正化法の徹底等を総務省とともに文書で要請